

<景観形成方針>

伊勢湾に面する本市の海岸は、海苔の養殖や船引き網などの漁が行われ、また、伊勢の海県立自然公園に指定されるなど、特徴ある海岸景観を多数有していることから、市民に広く親しまれる景観づくりを進めます。

- ・海辺の環境保全に努めるとともに、周辺の公園と海岸との一体性を高めるなど、特徴ある海岸景観の魅力向上に努めます。
- ・護岸などの整備においては、周辺の景観と調和するよう施設管理者へ働きかけます。
- ・周辺の建築物などは、海岸の自然的景観や既存集落の景観と調和したデザインへの誘導を図ります。

「評価」欄は、自己評価で記入してください。

景観形成基準に適合するよう具体的措置を講じた場合“○”、やむを得ず代替措置を講じるなどして景観形成基準に配慮した場合“△”、景観形成基準に該当しない場合“—”を記入してください。

	景観設計の手引き		鈴鹿市景観計画	評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説 ページ
	景観上の配慮事項	具体的な配慮の内容	景観形成基準				
ア 配置・規模	a)	山なみや田園の広がりなど、周辺の自然的景観との調和に配慮した配置、規模とすること。	●周辺の高さとの調和 ○広がりのある自然的景観と調和し、周辺の建築物から著しく突出しない高さとする。 ○特に背景の山なみの稜線や里山の樹林地への眺望を遮らないよう配慮する。	□建築物は、海への眺望を阻害しないように、周辺の建築物から著しく突出しない高さにする。			P. 12
	c)	主要な視点場からの眺望を遮らない配置、規模とすること。	●背景となる自然的景観資源への眺望の確保 ○山なみや広がりのある茶畑などの地域景観資源への眺望をできるだけ遮らないよう、分棟化や高さに変化をつけるなど、背景の見え方を工夫する。	□長大な外壁面は避け、建築物を分棟化して海への眺望視線を確保するなど、明るく開放感と広がりのある景観を形成する。			P. 17
	d)	文化財や歴史的まちなみ、地域のシンボルなどの景観資源に近接する場合には、その景観保全に配慮した配置、規模とすること。	●地域のシンボルとなる景観を阻害しない配慮 ○地域のシンボルとなる文化財などの景観資源に近接する場合は、高さを抑える、できる限り離して配置するなど、地域を特徴づける景観を阻害しないよう配慮する。	□大きく成長した松林や松並木の周辺に立地する建築物・工作物は、松林等から一定距離を離し、見え方に配慮した形態にするなど、松林等が映えるような景観を形成する。			P. 18
イ 形態・外観	a)	周辺の景観との調和に配慮し、全体としてまとまりのある形態、外観とすること。	●周辺景観に調和するような屋根形状 ○背景となる山なみなどと調和するように、屋根形状の工夫をすることで、周辺の自然的景観との一体感を確保する。	□建築物は、勾配屋根を採用するなど、海岸の自然的環境と調和した屋根形状とする。			P. 21
			●地形との一体性に配慮した形態、外観 ○建築物形態を地形変化に合わせることで、周辺の自然的景観との一体感を確保する。	□現在の地形を活かした形態・外観とするなど、地形と調和した景観を形成する。			P. 21
ウ 色彩	b)	周辺の景観との調和に配慮した色彩とすること。	●周辺の景観と調和した色彩の使用 ○周辺の建築物などと類似した色彩や、山なみや田園の自然的景観を損なわない色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。	□建築物等の外観に用いる色彩は、山なみや田園などの自然的景観を損なわない色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。			P. 30

		景観設計の手引き		鈴鹿市景観計画			評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説 ページ																		
		景観上の配慮事項	具体的な配慮の内容	景観形成基準																								
			<p>●周辺の景観と調和した色彩の使用</p> <p>○建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、できる限り色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。</p> <p>■推奨色</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>明度の推奨範囲</th> <th>彩度の推奨範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Rの場合</td> <td rowspan="3">5～9程度</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>Y R～2. 5 Yの場合</td> <td>3程度以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td>2程度以下</td> </tr> </tbody> </table>	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲	Rの場合	5～9程度	2程度以下	Y R～2. 5 Yの場合	3程度以下	その他の場合	2程度以下	<p>□建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。</p> <p>■推奨色</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>明度の推奨範囲</th> <th>彩度の推奨範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Rの場合</td> <td rowspan="3">5～9程度</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>Y R～2. 5 Yの場合</td> <td>3程度以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td>2程度以下</td> </tr> </tbody> </table>	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲	Rの場合	5～9程度	2程度以下	Y R～2. 5 Yの場合	3程度以下	その他の場合	2程度以下				P. 30
使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲																										
Rの場合	5～9程度	2程度以下																										
Y R～2. 5 Yの場合		3程度以下																										
その他の場合		2程度以下																										
使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲																										
Rの場合	5～9程度	2程度以下																										
Y R～2. 5 Yの場合		3程度以下																										
その他の場合		2程度以下																										
			<p>●周辺の景観と調和した色彩の使用</p> <p>□海岸</p> <p>○大規模な建築物等は、明るく開放的な海岸景観になじんだ色彩とすることが望まれます。そのため、海、砂浜などの自然の色との類似調和を基本とし、これらの自然的景観を阻害することがないように、建築物などの色彩は控えめにすることが望まれます。</p>	<p>□大規模な建築物は、海、砂浜などの自然の色との類似調和を基本とし、これらの自然的景観を阻害しないよう、色彩を控えめにするように配慮する。</p>				P. 30																				
エ	a)	周辺景観と調和した素材の使用に配慮するとともに、できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込むような素材を使用すること。	<p>●周辺の景観との調和への配慮</p> <p>○自然的景観が広がる場所では、できる限り石材、木材などの自然素材を使用する。</p>	<p>□建築物の低層部には、自然素材を使用するなど、周辺との調和に配慮する。</p>				P. 32																				
オ	c)	敷地内に樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存し、修景に活かすこと。	<p>●樹木をそのまま保存できるように建築物などの配置に配慮</p> <p>○樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合は、樹木を保存できるよう、建築物等の規模や配置に配慮する。</p> <p>○樹木をそのまま保存できない場合は、敷地内で移植し、修景に活かす配慮をする。</p>	<p>□敷地内に松林等がある場合は、その適切な維持管理を図るなど、美しい風致景観を維持する。</p>				P. 39																				